平成２５年（フ）第２７４号
神奈川県小田原市曽我岸129番地の４
債務者　野口　慶子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２７６号
神奈川県小田原市早川２丁目13番地の６　鈴木アパート２号
債務者　小山　玲子（旧姓長野）
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１６３号
相模原市中央区中央４丁目６番２号　ふよう中央202
債務者　長谷川光成
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１７７号
相模原市緑区根小屋2077番地２　ハウス守屋103号
債務者　小林　　慎
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１８１号
相模原市南区磯部221番地１
債務者　清和　勝美
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１８２号
相模原市中央区青葉２丁目１番10号　グリーンパークⅠ207
債務者　平　比登美
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１８６号
相模原市緑区西橋本２丁目26番14号　シティハイツモリザキ103
債務者　田渕　美緒
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８６号
静岡県富士宮市万野原新田2999番地　市営万野住宅88号、前住所静岡県富士市川成島88番地の３　レジデンス富士Ａー202号
債務者　渡邉　陽子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第６１２号
高知市越前町２丁目５番11号
債務者　津野　可奈
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２６号
北海道夕張郡長沼町中央南１丁目４番５号
債務者　山田　信二
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第３３号
北海道岩見沢市緑町５丁目７番６号
債務者　佐々木信子
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第１３９号
岩手県紫波郡紫波町二日町字北七久保216番地３
債務者　阿部　美和
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２５４号
神奈川県小田原市板橋77番地
債務者　所澤　明美
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５１号
岐阜県多治見市住吉町６丁目２番地の１　コーポ住吉301、従前の住所岐阜県可児市大森1501番地2960
債務者　川井　正則
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第５２号
岐阜県多治見市住吉町６丁目２番地の１　コーポ住吉301、従前の住所岐阜県可児市大森1501番地2960
債務者　川井　信子
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第５５号
香川県仲多度郡多度津町大字西白方366番地１　フレグランスたなか２―106
債務者　髙橋　通彦
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１０３号
長崎県長崎市清水町13番20号　宮崎アパート
債務者　本村　景子
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係